

## ○ 独立行政法人農林漁業信用基金の農業信用保険業務、林業信用保証業務及び漁業信用保険業務に関する業務方法書の一部変更新旧対照表（案）

（傍線部分は改正部分）

変 更 後				現 行			
第 1 条～第36条 （略）				第 1 条～第36条 （略）			
別表 1 農業信用保険業務の保険料率				別表 1 農業信用保険業務の保険料率			
保険種類	資金等区分		保険料率	保険種類	資金等区分		保険料率
保証 保険	特定 資金	農業経営改善資金	年0.08%又は年0.22% <u>（災害特例年0.08%）</u>	保証 保険	特定 資金	農業経営改善資金	年0.08%又は年0.22%
		農業経営維持資金	年0.22%又は年0.34% <u>（災害特例年0.22%）</u>			農業経営維持資金	年0.22%又は年0.34%
	農業施設資金		年0.18%又は年0.32% <u>（災害特例年0.18%）</u>	農業施設資金		年0.18%又は年0.32%	
	農業運転資金		年0.16%又は年0.30% <u>（災害特例年0.16%）</u>	農業運転資金		年0.16%又は年0.30%	
	農家経済安定施設資金		年0.13%	農家経済安定施設資金		年0.13%	
	農家生活改善資金		年0.30%	農家生活改善資金		年0.30%	
農協保証債務		年0.22%	農協保証債務		年0.22%		
融資 保険	特定 資金	農業経営改善資金	年0.33% <u>（災害特例年0.12%）</u>	融資 保険	特定 資金	農業経営改善資金	年0.33%
		農業経営維持資金	年0.51% <u>（災害特例年0.33%）</u>			農業経営維持資金	年0.51%
	特定資金以外の資金		年0.48%		特定資金以外の資金		年0.48%
(注)				(注)			
(1)～(9) （略）				(1)～(9) （略）			
<u>(10) 保険料率のうち災害特例は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定により激甚災害として指定された災害その他の災害であって、信用基金が当該災害特例を適用することが必要と認めたものにより被災した農業者等がその農業経営の再建を図ろうとする場合に適用する。</u>				(新設)			
別表 2～別表 6 （略）				別表 2～別表 6 （略）			

## 附 則

この業務方法書の変更は、主務大臣の認可があった日から施行し、平成28年4月14日から適用する。

## 変更理由

業務方法書別表 1 の農業信用保険業務の保険料率について、災害による被災農業者等が農業経営の再建を図ろうとする場合の特例保険料率を規定するため、所要の変更を行うものである。